



2018年2月7日
朝日放送株式会社

当社は総務省に対し、認定放送持株会社の認定を申請していましたが、本日開かれた電波監理審議会が「諮問のとおり認定することが適当」との答申を出したことを受けて、総務大臣の認定を得ることが決まりました。これに伴い、当社および当社グループは本年4月1日に認定放送持株会社体制に移行することが正式に決まりました。当社は4月1日に朝日放送グループホールディングス株式会社に商号変更します。

また、あわせて会社分割によりテレビ放送事業を承継する朝日放送テレビ株式会社（4月1日に朝日放送テレビ分割準備会社株式会社から商号変更予定）、ラジオ放送事業を承継する朝日放送ラジオ株式会社（4月1日に朝日放送ラジオ分割準備会社株式会社から商号変更予定）にそれぞれ放送免許人の地位を承継する申請もしておりましたが、総務大臣により4月1日付の承継が許可される予定となりました。

会社分割の詳細は2017年5月10日付の開示資料をご参照下さい。

http://file.swcms.net/file/asahi/ja/ir/news/auto_20170510464879/pdfFile.pdf

4月1日付の朝日放送グループホールディングス株式会社、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社の役員体制につきましては、本日付の開示資料をご参照下さい。

http://file.swcms.net/file/asahi/ja/ir/news/auto_20180207466151/pdfFile.pdf

以上